

【知財探偵の事件簿】【ファイル7】最高裁判所令和7年3月3日判決：ドワンゴ対F C 2事件

発明相談 Q&A



知財探偵の深知花だ。今回は「動画にコメントを表示するコンピュータシステムの特許権の侵害」が争われた事件を紹介しよう。今日の事件の鍵は何か？^{みちか}発太君。

特許発明を実施する行為の一部が日本の領域外で行われたり、その構成要素の一部が領域外に在ったりする場合でも特許権の侵害が成立するかが鍵ですね。先生。



中川特許事務所・弁理士
中川淨宗

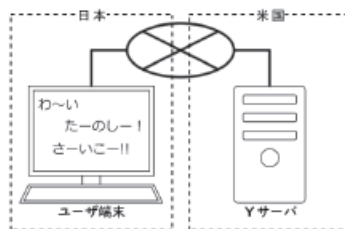
1. 事件のあらすじ

原告（控訴人・被上告人）Xは発明の名称を「コメント配信システム」（X発明）とする特許第6526304号（X特許）の特許権者です。X発明はユーザが動画に対して書き込んだコメント同士が動画上に表示される際に重ならないように調整するといった処理を行うものです。

被告（被控訴人・上告人）Yは米国ネバダ州法に基づく法人であって、日本のユーザに向けてインターネットを通じて動画を共有するサービス（Yサービス）を提供しており、Yサービスを提供すべく米国内にサーバ（Yサーバ）を設置しています。ユーザが日本にある端末からYサービスの動画を視聴するためのウェブページにアクセスすると、Yサーバがテキストファイルやプログラムを格納したファイルを送信し（Y配信）、ユーザ端末にこれをダウンロードさせます。

そうするとユーザ端末が、当該ファイルの記述に基づいて自動的にYサーバにデータファイルを要求し、これらのファイルを受信してコメント同士が重ならないように調整して動画上に表示するといった処理を行うことで、X特許の権利範囲に含まれるシステム（Yシステム）が構築されます（右図）。

Yによる上記の行為がX特許権を侵害するとして、XがYの行為の差止めおよび損害賠償などを求めたのが本件です。



2. 裁判所の判断

裁判所は以下のように述べて、Xの請求を認容しました。

■事件の鍵について

「我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが……、電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、サーバと端末とを含むシステムについて、当該システムを構築するための行為の一部が電気通信回線を通じて我が国の領域外からされ、また、当該システムの構成の一部であるサーバが我が国の領域外に所在する場合に、我が国の領域外の行為や構成を含むからといって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、当該システムを構築するための行為が特許法2条3項1号にいう『生産』に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。そうすると、そのような場合であっても、システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的に我が国の領域内における『生産』に当たると評価されるときは、これに我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないといべきである」

「Yシステムを構築するための行為及びYシステムを全体としてみると、Y配信によるYシステムの構築は、我が国所在の端末を使用するユーザがYサービスの提供を受けるため本件各ページにアクセスすると当然に行われるものであり、その結果、Yシステムにおいて、コメント同士が重ならないように調整するなどの処理がされることとなり、当該処理の結果が、Yシステムを構成する我

が国所在の端末上に表示されるものである。これらのことからすると、Y配信によるYシステムの構築は、我が国でYサービスを提供する際の情報処理の過程としてされ、我が国所在の端末を含むYシステムを構成した上で、我が国所在の端末でX発明の効果を当然に奏せようとするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、Yサーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はないといえる。そして、XがX特許を有することとの関係で、上記の態様によるものであるY配信やその結果として構築されるYシステムが、Xに経済的な影響を及ぼさないといふべき事情もうかがわれない。そうすると、Yは、Y配信及びその結果としてのYシステムの構築によって、実質的に我が国の領域内において、Yシステムを生産していると評価するのが相当である」

3. 解決編

■事件の鍵について

特許権を含む知的財産権は「属地主義の原則」という原理に基づいています。この原理によれば、日本の知的財産権の効力は日本国内に限定されます。従って、本来であればYが米国でX発明を実施していても、それはX特許を侵害することにはなりません。

しかしながら、Y配信を行うといったX発明を実施する行為の一部が日本の領域外で行われたり、米国にYサーバが設置されているといったX発明を構成する要素の一部が日本の領域外に在ったりするだけで、X特許の効力が及ばないとすれば、X特許を容易に回避できることになり、X発明を十分に保護することができません。

X発明のポイントはユーザが動画に対して書き込んだコメント同士が動画上に表示される際に重ならないように調整することであり、そのように調整されたコメントはユーザの端末の画面に表示されます。Yシステムはそうにして調整したコメントを日本に在るユーザ端末の画面に表示するものですから、その作用効果はあくまでも日本の領域内で発揮されています。そのような作用効果を発揮させるに当たり、日本であろうと米国であろうと、どこの国に設置したサーバからY配信を行っているかは、特に影響を与えません。従って、実質的にYは日本の領域内でX発明を実施していると捉えることができるのです。



そもそも発明などの知的財産は物理的には世の中に存在しない無体物ですから、国境を簡単に超えてしまいます。コンピュータシステムであればなおさらです。

インターネットに載せれば世界中につながってしまうからな。だが知的財産制度はあくまでも国毎に構築されていることを忘れないで欲しい（今のところはな）。

